

# 令和3年度 新エネルギー産業(電池関連)創出事業補助金 公募要領 「府内企業による研究開発等」編

- ※ 本公募は「令和3年2月定例府議会大阪府一般会計予算」が可決され、本事業に係る予算が成立した場合にのみ事業化される停止条件付きの公募です。本事業に係る予算が成立しない場合は、申請を公募したに留まり、いかなる効力も発生しません。
- ※ 新エネルギー産業（電池関連）創出事業補助金の対象となる事業のうち、今回募集するのは「府内企業による研究開発等」に関する事業となります。「第四次産業革命に関係する先端技術等の実証実験」に関する事業の募集については別途ご案内します。

## 1 新エネルギー産業（電池関連）創出事業補助金について

### (1) 事業の目的

新エネルギー産業（電池関連）創出事業補助金（以下「当補助金」といいます。）は、2025年大阪・関西万博での電池関連技術（蓄電池、水素・燃料電池等）の発信に向けて、大阪・関西の関連産業における事業化を促進し、国際競争力を高めるため、研究開発やデータ収集・試験分析・評価等の取組みに必要な経費の一部に対して、補助を行うものです。

### (2) 公募する事業の内容

今回、当補助金のうち「府内企業による研究開発等」の交付の対象となる事業（以下「補助事業」といいます。）は、府内企業が実施する上記の目的に沿った次のような事業とします。特に、「未来社会の実験場」をコンセプトとする2025年大阪・関西万博を見据え、技術の革新性や先進性を重視した審査を行います。革新的な技術やシステムの実用化・事業化を目指した研究開発等の応募をお待ちしています。

ア 電池（蓄電池、水素・燃料電池等）や電池の材料・部材等、あるいは電池を活用した製品等の研究開発、試作開発

- 電池の開発
- 電池の材料・部材の開発
- 電池制御・評価試験装置等の開発
- 電池を活用した新たな製品の開発

イ 電池を活用した製品等の研究開発、試作開発の一環で実施する実証実験（科学的データの取得・解析を行うもの）

ウ その他上記に準ずるもので当補助金の事業目的に沿うもの

※ 実用化や事業化に欠かせないデータ収集・試験分析・評価等を含む。

### 【対象事例】

- ・ リチウムイオン電池、燃料電池等の部材の開発
- ・ 蓄電池や水素・燃料電池モビリティの開発
- ・ 水素ステーションの構成機器や部材の開発
- ・ 使用済みリチウムイオン電池のリユース関連技術（蓄電池診断器等）の開発
- ・ 充放電装置、製造用装置、バッテリーマネジメントシステムの開発

- ・蓄電池、燃料電池を活用したロボット、ドローン、モビリティの開発及び実証実験

#### 【留意点】

##### ①補助事業の基本的な考え方

- ・電池関連産業における事業化に向けた取組みが補助対象であり、新商品・新技術・新サービス等の開発・実証実験やそれらに伴う試験分析・評価（既存製品・技術等の改良を含む）である必要があります。
- ・補助事業に付随するIoTやAI等の制御・ネットワーク技術の開発、大型蓄電池システム試験評価施設（NLAB）等での電池の試験分析・評価も補助対象です。
- ・既に商品化されている事業や、機械装置等の購入費用の占める割合が高い等、設備投資が主たる事業とみなされる場合は補助対象となりません。ただし、既に商品化されているものであっても研究改良要素がある場合は、補助対象となります。

##### ②他の補助金等との関係

- ・同一事業で、国や地方公共団体、独立行政法人等の公的な補助金、助成金等の交付を受けている場合、又は受けることが決まっている場合は、応募することはできません。また、上記補助金、助成金等について申請中又は申請予定の場合は、応募の際、事業計画書にその旨を記載してください。

## 2 補助事業の実施主体（応募できる方）

補助事業の実施主体（応募できる方）は府内企業（次のア又はイのいずれかに該当）です。

- ア 現在事業を営んでいない方で、大阪府内において創業を予定されている方
- イ 大阪府内に主たる事業所等を有する事業者

#### 【留意点】

- ①補助事業に関しては、基本的に府内で行っていただく必要があります（外部試験研究機関等へのデータ評価・試験分析等に係る委託は除く）。

## 3 応募資格・要件

補助事業の実施主体のうち、次に掲げるものは応募する、又は審査を受けることができません。

- (1) 社会通念上、交付を受けるのにふさわしくない次のものは応募することができません。

- ア 直近3事業年度の法人税、消費税及び地方消費税を完納していないもの
- イ 地方税及びその附帯徴収金を完納していないもの
- ウ 宗教活動や政治活動を目的にしているもの
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うもの

- (2) 次に該当する場合は、審査の対象から除外します。

- ア 提出書類に虚偽の記載があった場合
- イ 本要領に違反又は著しく逸脱した場合

ウ その他、審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

## 4 補助対象経費

補助事業の実施に直接必要な経費として明確に区分できるもので、補助金交付決定以降に、発注、購入、契約等を行い、補助事業実施期間中に支払いが完了し、かつ証拠書類によって金額等が確認できる次に掲げる経費が対象となります。

補助事業区分	経費区分	細目	補助対象経費の内容
府内企業による研究開発等	研究開発費	開発事業費	原材料費、消耗品費、機械装置又は工具・器具の購入・試作・改良・据付け・借用・保守又は修繕に要する経費、外注加工費
		開発委託費 (研究開発費の2分の1以内、留意点③参照)	共同研究費、研究開発の一部を委託する経費
		開発事務費 (上記の開発に係るもの)	企業・共同研究機関・外部有識者等への謝金・旅費、資料購入費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、その他経費
	試験分析費		データ収集、試験分析、評価等に係る経費
	実証実験費		実証実験に係る費用

### 【留意点】

#### ①補助の対象外となる経費

人件費、借入れに伴う支払い利息、公租公課、不動産購入費、官公署に支払う手数料等、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、汎用性のあるパソコンや量産用機械の購入費用、販売促進費用、その他公的資金による補助対象として社会通念上不適切と認められる費用。

また、交付決定日より前に発注や契約行為を行ったもの。

#### ②消費税等の扱い

補助事業における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して応募申請してください。但し、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではありません。

#### ③外部委託の制限

補助事業は、応募事業者が主体となって実施していただく必要がありますので、**開発委託費は研究開発費の2分の1以内**（開発委託費のうち、他の研究開発費（開発事業費及び開発事務費）の合計を上回る金額は補助の対象外）という制限を設けています。例えば、開発委託費が600万円、他の研究開発費（開発事業費及び開発事務費）の合計金額が400万円の場合、開発委託費のうち400万円は補助の対象となりますが、残りの200万円は対象外となります。

## 5 補助金額・補助率・補助事業実施期間

補助金額・補助率・補助事業実施期間については、次のとおりとします。

(1) 補助金額

- ・上限750万円

(2) 補助率

＜中小企業者※＞

- ・補助対象経費の2分の1に相当する額以内

＜それ以外の企業＞

- ・補助対象経費の3分の1に相当する額以内

(3) 補助事業実施期間

○交付決定日から令和4年3月31日（木曜日）まで

【留意点】

①※中小企業者とは、中小企業基本法（参考資料）第2条第1項第1号から4号に規定する企業とします。ただし、以下の各号のいずれかに該当する企業は除きます。

(1) 発行済み株式の総数または出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有する企業

(2) 発行済み株式の総数または出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有する企業

(3) 大企業の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占める企業

②大阪府の予算の範囲内で補助金交付額を決定するため、補助事業に採択された場合でも、精査等の結果、申請された補助金交付希望額を減額して交付決定する場合があります。

③当補助金の交付は、原則として補助事業完了後の精算払いとなります。事業実施期間中は、全額自己負担で経費支出を行っていただきます。補助事業完了後、別途指定する期日までに、経費支出の証拠書類等を添付した事業報告書をご提出いただき、大阪府においてその内容を検査の上、補助金を交付します。なお、検査の結果次第では実際の交付額が交付決定額を下回る可能性があることをご了承ください。

## 6 応募方法

次の提出書類を、令和3年4月23日（金曜日）必着で、大阪府商工労働部成長産業振興室産業創造課あてに郵送してください。（持参・メールは不可）。

※ 必ず電話で発送した旨のご連絡をお願いします。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後6時まで）

〔提出書類〕

① 補助金交付申請書（新エネルギー（電池関連）創出事業補助金交付要綱〔以下「交付要綱」とする。〕様式第1号）

② 事業計画書（当公募要領別紙）

③ 添付書類

ア 法人の場合は登記簿謄本又は現在事項全部証明書（3か月以内のもの）、個人の場合は印鑑証明書（3か月以内のもの）

イ 直近2年間分の決算関係書類（財務諸表、個人事業主の場合は所得税確定申告書）

ウ 「3 応募要件・資格」(1)ア及びイに係る納税証明書（次の2通）

(1)府税事務所発行の「府税及びその附帯徴収金について未納の徴収金の額のないこと」の

## 証明書

(2)税務署発行の納税証明書（その3の3）未納の税額がないことの証明書

エ 事業や法人の紹介パンフレット等

オ 要件確認申立書（交付要綱様式第1-2号）

カ 暴力団等審査情報（交付要綱様式第1-3号）

※ 提出部数は各1部。ただし、②、③のア及びウについては原本が必要。それ以外の書類はコピーで可。

提出いただいた書類は、本審査以外には使用しません。また、審査結果に関わらず返却できません。

※ 提出書類カの記載内容については、大阪府補助金交付規則（以下「規則」といいます。）第4条第2項第3号の規定に基づき、規則第2条第2号イに該当しないことを審査するため、大阪府暴力団排除条例第24条に基づき、大阪府警察本部へ提供することがあります。

### 〔提出先〕

大阪府商工労働部成長産業振興室 産業創造課 新エネルギー産業グループ  
大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）25階  
TEL 06-6210-9295 FAX 06-6210-9296  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後6時まで）  
E-mail [shinenesangyo@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:shinenesangyo@sbox.pref.osaka.lg.jp)

※ 公募要領及び応募申請書等の様式については、上記提出先で配付しているほか、下記のホームページからもダウンロードできます。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/energy/denchihozyo-saitaku/index.html>

## 7 審査方法

### (1) 審査方法

専門家により構成された審査会を令和3年5月中旬（予定）に開催し、応募企業から事業計画書に基づきプレゼンテーションをしていただきます。審査会では、下記の点を中心に審査を行い、補助事業を採択します。

#### <審査項目>

- ① 研究開発等の目的・課題等が明らかにされており、それを踏まえた適切な目標設定がされているか。
- ② 研究開発等の内容が既存技術に対して明確な優位性を持つものか。
- ③ 事業化にあたり、市場ニーズや規模が十分考慮されているか。
- ④ 事業実施体制及びスケジュールについて、提案内容に実現性があるか。
- ⑤ 事業金額及び積算が提案計画内容に見合った内容であるか。

なお、中小企業者以外の者（大手・中堅企業）に対しては、社会・経済発展への貢献を期待し、審査において、研究開発等の「社会的課題解決への貢献度合い」や、「事業化による市場創出・拡大の可能性」などにも着目します。

(2) 審査結果

審査の結果については、令和3年6月上旬（予定）に書面で通知します。個別の審査結果に関するお問い合わせには応じられませんので、あらかじめご了承ください。

(3) 採択事業の公表

採択された補助事業については、企業名、計画名称・概要等を大阪府ホームページにて公表させていただきます。

(4) 採択後のスケジュール

採択された補助事業を行う者（以下「補助事業者」といいます。）を対象とした説明会を実施させていただきます。

(5) 期待する補助事業のレベル

中小企業者には、自社の強みを十分に活かした特定部品の開発や品質改良等を求めます。

また、中小企業以外の者（大手・中堅企業）には、既製品の改良や部材の開発ではなく、社会的課題・ニーズを踏まえた上で、全く新しい製品や部材の開発や利活用分野の拡大などよりレベルの高いものを求めます。

## 8 補助事業採択後の留意点

(1) 補助事業の経費区分の金額の変更（2割以上増減する場合）又は事業内容を変更（事業の基本部分に関わらない軽微な変更を除く）をしようとする場合は、事前に申請し承認を得る必要があります。

(2) 事業途中での中止や廃止は、真にやむを得ない場合以外は認められません。

(3) 補助事業の進捗状況についてご報告いただくため、令和3年12月15日（水曜日）までに補助事業遂行状況報告書を提出していただきます。ただし、補助事業を令和3年11月30日（火曜日）までに完了した場合は提出の必要はありません。

(4) 補助事業の実施結果についてご報告いただくため、補助事業の完了した日の翌日から起算して30日以内に、補助事業実績報告書及び経費の積算根拠資料（見積書、請求書、納品書、通帳の写し等）を提出していただきます。

(5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の終了後10年間保存してください。

(6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（取得価額が1件あたり50万円以上）を、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に承認を得る必要があります。

(7) 事業年度終了後5年間は、年度毎に補助事業に係る事業化状況について報告し、収益が生じたと認められる場合は、交付を受けた補助金額の範囲内の金額を大阪府に納付していただく場合が

あります。

- (8) 補助事業終了後、大阪府が主催する講演会、セミナー等の場で成果発表をお願いする場合があります。

## 9 その他

- (1) 応募する中小企業者で、「おおさかスマエネインダストリーネットワーク（S I N）」及び「大阪ものづくりイノベーションネットワーク」へ未加入の場合は、入会をご検討ください。

<参考>

・ S I N

<http://www.pref.osaka.lg.jp/energy/smaeneindustry/index.html>

・ 大阪ものづくりイノベーションネットワーク

<http://www.pref.osaka.lg.jp/mono/sangakukan/innovation.html>

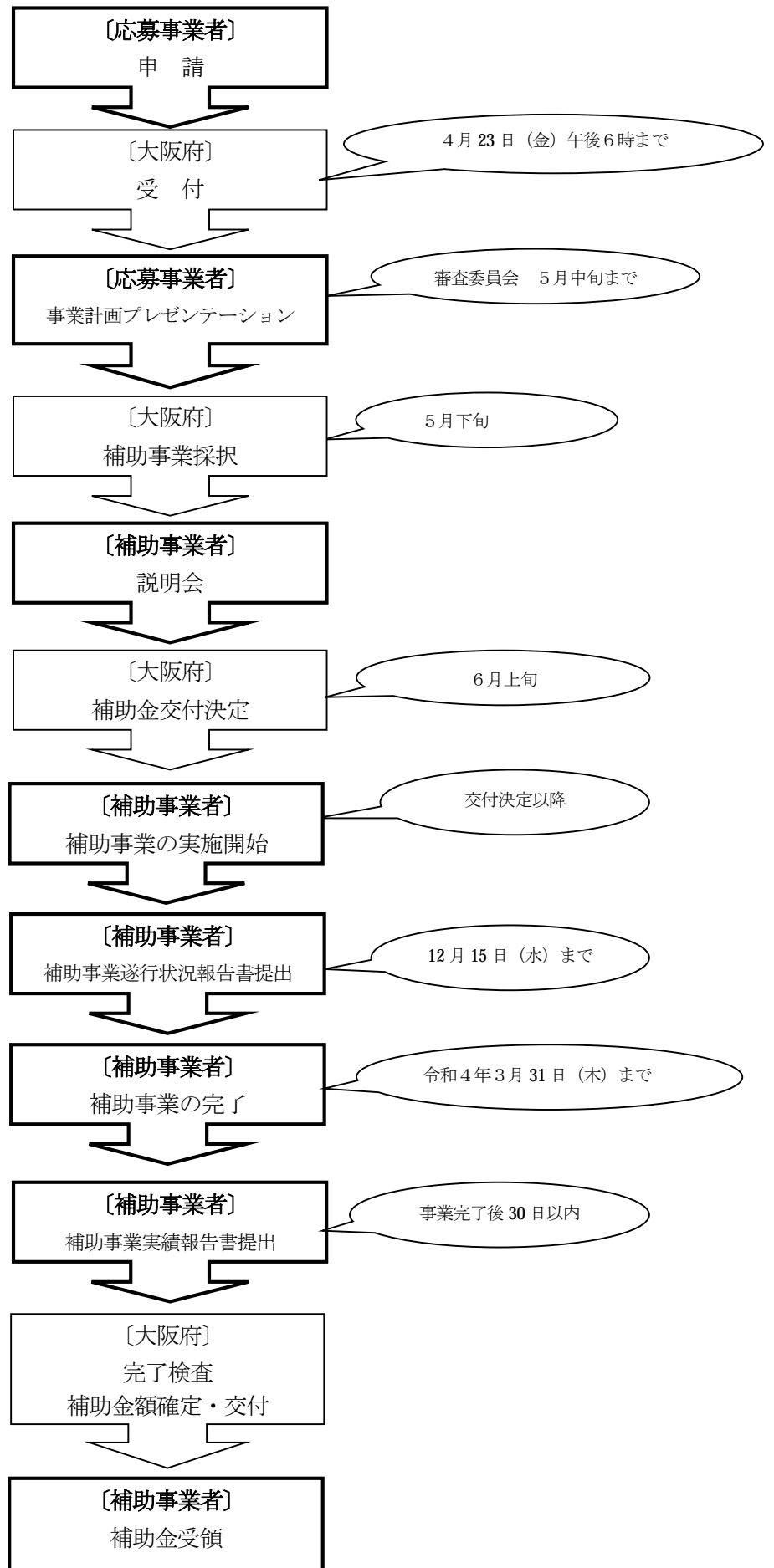
- (2) 応募する大手・中堅企業で、「大阪スマートエネルギーパートナーズ（S E P）」へ未加入の場合は、入会をご検討ください。

<参考>

・ S E P

<http://www.pref.osaka.lg.jp/energy/suma-toenerugi/index.html>

申請から補助金受領までの主な流れ（予定）





中小企業基本法（昭和三十八年七月二十日法律第百五十四号）

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
  - 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
  - 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
  - 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 2 この法律において「経営の革新」とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方法の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいう。
- 3 この法律において「創造的な事業活動」とは、経営の革新又は創業の対象となる事業活動のうち、著しい新規性を有する技術又は著しく創造的な経営管理方法を活用したものをいう。
- 4 この法律において「経営資源」とは、設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。
- 5 この法律において「小規模企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人）以下の事業者をいう。

### 令和3年度新エネルギー産業（電池関連）創出事業補助金 事業計画書

大阪府知事 様

所在地  
名称  
代表者名

標記について、以下のとおり関係書類を添えて提出します。

#### 1 実施体制

企業の概要	名称			
	所在地	〒		
	担当者役職・氏名			
	ホームページ			
	電話／FAX	／		E-mail
	資本金	円		従業員数
	分類	中小企業	⋮	その他企業

#### 2 計画概要

(1)事業名称			
(2)事業実施場所			
(3)事業実施期間			
(4)電池の分類	蓄電池	水素・燃料電池	太陽電池
(5)事業計画概要	(5行程度)		
(6)研究開発等の内容と目標等	① 研究開発等の背景 (10行程度)		

② 技術的課題

③ 今回の研究開発等の内容と目標

※背景や課題を踏まえた研究開発等の内容と目標について、既存技術に対する優位性が分かるよう記載してください。

※中小企業以外については、技術の先進性・革新性がわかるよう記載してください。

※万博を見据えた具体的な計画等があれば記載してください。

※図表、写真等を用いて分かりやすく記載してください。

(7)  
事業化可能性

事業化可能性に関し、ユーザーや取引先等のニーズ、売上、市場規模など事業化に向けた具体的な見通しを記載してください。

(8) 研究開発等の実施体制と役割分担

目標達成までの取組みについて、応募者、共同実施者、委託先、試験研究機関等の各主体の具体的な実施内容及び関わりについて記載してください。

(9) スケジュール

開始から終了までの取組みスケジュールを記載してください。取組み項目と実施主体について簡潔に記載してください。

月 項目	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	必要事業費 (千円)
合計事業費												

### 3 経費配分案

#### (1) 経費配分案

(単位:円)

経費区分	細目	補助事業に要する経費	補助事業申請額	備考
研究開発費	開発事業費 ・ 原材料費 ・ 消耗品費 ・ 機械装置購入費 ・ 機械装置改良費 ・ 外注加工費			
	開発委託費 ・ 共同研究費			
	開発事務費 ・ 謝金 ・ 旅費 ・ 会議費			
	小計①			
試験分析費	・ データ収集 ・ 試験分析・評価			
	小計②			
実証実験費	実証実験事業費 ・ 機器レンタル料 ・ 設置工事費 ・ 申請手数料等			
	実証実験委託費 ・ 安全対策費 ・ 運搬費			
	実証実験事務費 ・ 保険料 ・ 学識経験者・モニ タ一等謝礼費 ・ 旅費 ・ 会場使用料等			
	小計③			
	合計①+②+③			

(2) 補助金以外の経費負担 (補助事業の経費のうち補助金で賄われる部分以外に関する経費)

負 担 者	負担方法
負 担 額	補助事業に要する経費－補助事業申請額＝負担額

4 他の補助金等の申請状況について

同一事業で、国や地方公共団体、独立行政法人等の公的な補助金・助成金等について申請中又は申請予定の場合は、その名称等を記載してください。

(これらの補助金・助成金等を受けている場合、又は受けることが決まっている場合は、応募することはできません。)

公的な補助金・助成金等の名称等			
申請(予定)日	年 月 日	交付決定予定日	年 月 日

## 令和3年度新エネルギー産業（電池関連）創出事業補助金 事業計画書

大阪府知事 様

所在地  
名称  
代表者名

標記について、以下のとおり関係書類を添えて提出します。

## 1 実施体制

企業の概要	名称	株式会社 ●●		
	所在地	〒559-8555 大阪府●●市●●区●●0-0-00		
	担当者役職・氏名	●●部 部長 ●● ●●		
	ホームページ	<a href="http://www.osaka.com/jp/">http://www.osaka.com/jp/</a>		
	電話／FAX	06-6210-0000／06-6210-0000	E-mail	0000@osaka.jp
	資本金	円	従業員数	人
	分類	中小企業	■	その他企業

## 2 計画概要

(1) 事業名称	電気自動車の部材に活用する高機能材料の開発		
(2) 事業実施場所	株式会社 ●● 大阪研究所 (〒559-8555 大阪府●●市●●区●●0-0-00)		
(3) 事業実施期間	交付決定日から令和4年3月31日まで		
(4) 電池の分類	蓄電池	■	水素・燃料電池
(5) 事業計画概要	(4行程度) 自社の●●技術により開発した●●素材を用いることで、従来の高い剛性、強度等を保持しながら、従来に比べ●●%軽量化、●●%のコスト低減したEV用の●●部材を開発する。 その部材を実用化するため必要となる実証実験を行う。		
(6) 研究開発等の内容と目標等	① 研究開発等の背景 (10行程度) ○近年、電気自動車 (EV) の市場導入が始まったところであるが、まだ当初予想した導入台数には至っていない。 ○その背景として、ガソリン車に比較してEVの航続距離が限られていること、また、EVの価格が高額なことなど、ユーザーの利便性やコストという観点からまだ購買意欲が進まない状況である。 ○EVの普及拡大には、EVの航続距離の延長やコストダウンが不可欠である。車載の蓄電池の高機能化・高性能化だけではなく、EVを構成する部品や部材の軽量化についても重要なファクターとなっている。さらに、安全性能についても高いレベルが要求されており、部材供給メーカーとして早急に取組むべき課題と考えている。		

② 技術的課題

○従来の●●素材で作製した部材では、高い剛性、強度等を保持しながら、一層の軽量化を図ることは非常に困難な状況である。

③ 今回の研究開発等の内容と目標

※背景や課題を踏まえた研究開発等の内容と目標について、既存技術に対する優位性が分かるよう記載してください。

※中小企業以外については、技術の先進性・革新性がわかるよう記載してください。

※万博を見据えた具体的な計画等があれば記載してください。

※図表、写真等を用いて分かりやすく記載してください。

○自社で開発した●●技術を●●素材に適用して、最適な条件で加工することにより、高い剛性、強度等を保持しながら、部材の一層の軽量化を図る。

○●●技術を●●素材に適用するにあたっては、●●や●●の課題があるため、●●や●●し、また、●●を●●することなどにより、最適条件を導き出すことを目標とする。

○本技術は、…の観点から画期的なものである。

○●●技術を用いた●●部材の特徴は、従来品に比べ、下記のとおりである。

<●●技術を用いた●●部材の特徴>

	従来品	当社品	従来品と当社品の比較
素材	●●	●●	
強度	●●	●●	同等
軽量化	●●	●●	●●%軽量化
コスト	●●	●●	●●%の低減
●●	●●	●●	同等

○このような部材・部品を開発することにより、今後、市販される新たなEVの軽量化・低コスト化が可能となり、EV普及の加速に貢献することができると考える。

○さらに、EVへの採用をきっかけとして、周辺分野にも展開が可能と考える。



<p>(7) 事業化可能性</p>	<p>事業化可能性に関し、ユーザーや取引先等のニーズ、売上、市場規模など事業化に向けた具体的な見通しを記載してください。</p> <p>○取引先からの○○○などの要望に対応し、今回の研究開発を行う。本開発により、軽量化によるEVの航続距離の延長に寄与するほか、環境負荷の軽減等を達成することができる。</p> <p>○年間○○○円程度（単価○○円×○○個）の売上規模に広げたいと考えている。</p> <p>○さらに、○○としての活用を考えて、○○へ○○を働きかける販路拡大も考えている。</p>
<p>(8) 研究開発等の実施体制と役割分担</p>	<p>目標達成までの取組みについて、応募者、共同実施者、委託先、試験研究機関等の各主体の具体的な実施内容及び関わりについて記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ (株) ●●●       <ul style="list-style-type: none"> <li>●●●の最適化：……</li> <li>●●●の設計・開発：……</li> <li>●●●の試作：……</li> </ul> </li> <li>■ ●●(株)       <ul style="list-style-type: none"> <li>●●の製造：……</li> </ul> </li> <li>■ ▲▲研究機関       <ul style="list-style-type: none"> <li>●●の評価試験：           <ul style="list-style-type: none"> <li>・素材の基本特性の評価試験：●●試験装置を活用して●●評価試験を行い、●●に関するデータを収集し、データ解析を行う。</li> <li>・データ解析結果に基づき、(株)●●●に対して、……。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>(図式の場合の例)</p>

(9)  
スケジュール

開始から終了までの取組みスケジュールを記載してください。取組み項目と実施主体について簡潔に記載してください。

項目 \ 月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	必要事業費 (千円)
●●の最適化 (株●●●●)	⇒											●●●千円
●●の設計・開発 (株●●●●)		⇒	⇒	⇒								●●●千円
●●の試作 (株●●●●)					⇒							●●●千円
●●の製造 (●●株)						⇒	⇒	⇒				●●●千円
●●の試作 (株●●●●)		⇒	⇒	⇒								●●●千円
●●の評価試験 (▲▲研究機関)									⇒	⇒		●●●千円
合計事業費												●●●千円

### 3 経費配分案

#### (1) 経費配分案

(単位:円)

経費区分	細目	補助事業に要する経費	補助事業申請額	備考
研究開発費	開発事業費			
	・原材料費	3,000,000	1,500,000	
	・消耗品費	600,000	300,000	
	・機械装置購入費	1,000,000	500,000	
	・機械装置改良費	2,000,000	1,000,000	
	・外注加工費	1,000,000	500,000	
	開発委託費			
	・共同研究費	1,000,000	500,000	
	開発事務費			
	・謝金	100,000	50,000	
	・旅費	200,000	100,000	
	・会議費	100,000	50,000	
	小計①	9,000,000	4,500,000	
試験分析費	・データ収集	1,000,000	500,000	
	・試験分析・評価	2,000,000	1,000,000	
	小計②	3,000,000	1,500,000	
実証実験費	実証実験事業費			
	・機器レンタル料	100,000	50,000	
	・設置工事費	300,000	150,000	
	・申請手数料等	20,000	10,000	
	実証実験委託費			
	・安全対策費	100,000	50,000	
	・運搬費	30,000	15,000	
	実証実験事務費			
	・保険料	50,000	25,000	
	・学識経験者・モニ タ一等謝礼費	100,000	50,000	
	・旅費	200,000	100,000	
	・会場使用料等	100,000	50,000	
	小計③	1,000,000	500,000	
	合計①+②+③	13,000,000	6,500,000	

(2) 補助金以外の経費負担（補助事業の経費のうち補助金で賄われる部分以外に関する経費）

負 担 者	株式会社●●	負担方法	自己資金による
負 担 額	補助事業に要する経費－補助事業申請額＝負担額 6, 500, 000円		

4 他の補助金等の申請状況について

同一事業で、国や地方公共団体、独立行政法人等の公的な補助金・助成金等について申請中又は申請予定の場合は、その名称等を記載してください。

〔これらの補助金・助成金等を受けている場合、又は受けることが決まっている場合は、応募することはありません。〕

公的な補助金・助成金等の名称等	○○○○助成金（募集機関：○○） 又は 申請予定なし		
申請（予定）日	○○年○月○日	交付決定予定日	○○年○月○日

# 新エネルギー産業（電池関連）創出事業補助金交付要綱

## （目的）

第1条 大阪府は、蓄電池、太陽電池、燃料電池等に関する研究開発やデータ収集・試験分析・評価などの取組みを支援することにより、新エネルギー産業を創出するとともに、新エネルギー産業の進展と密接に関わりを持つ人工知能（AI）やモノのインターネット（IoT）等の第四次産業革命に関連する先端技術等の実証実験の取組みを支援することにより、AI、IoT等関連産業を創出するため、予算の定めるところにより、新エネルギー産業（電池関連）創出事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

### （1）府内企業

大阪府内に主たる事業所等を有する者をいう。

### （2）府外企業

大阪府外に主たる事業所等を有する者をいう。（外国の法令に基づいて設置された法人企業を含む。）

### （3）中小企業者

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号から4号に規定する事業を営む者であって、次のいずれにも該当しない者をいう。

- 一 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有するもの
- 二 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有するもの
- 三 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めるもの

## （補助事業）

第3条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、第1条で定める目的に資する取組みのうち、次の各号に定めるものであって、知事が適当と認めたものとする。

### （1）府内企業による研究開発等

蓄電池、太陽電池、燃料電池等に関する研究開発、試作開発及び実証実験（大学等研究機関による実用化や事業化に欠かせないデータ収集・試験分析・評価等を含む。）

### （2）第四次産業革命に関連する先端技術等の実証実験

第四次産業革命や新エネルギーに関連する先端技術等の実証実験であって、大阪府内で実施するもの

## （補助事業者）

第4条 補助金の交付の決定を受けて補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のとおりとする。

### （1）府内企業による研究開発等については、次のいずれかに該当するものとする。

- 一 現在事業を営んでいない者で、府内において創業を予定しているもの
- 二 府内企業

### （2）第四次産業革命に関連する先端技術等の実証実験については、次のいずれかに該当するものとする。

- 一 府内企業
- 二 府外企業

### (補助金の交付対象経費等)

第5条 知事は、別表1に掲げるもののうち、補助事業者が行う補助事業に必要かつ相当と認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

2 補助金の額は、次の各号のとおりとする。ただし、補助率については、中小企業者が補助対象経費の2分の1以内、それ以外の事業者が補助対象経費の3分の1以内とする。

(1) 府内企業による研究開発等については、750万円を限度とする。

(2) 第四次産業革命に関連する先端技術等の実証実験については、50万円を限度とする。

### (補助金の交付申請)

第6条 規則第4条第1項の規定による補助金交付申請書（様式第1号）は、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 新エネルギー産業（電池関連）創出事業補助金 事業計画書

(2) 要件確認申立書（様式第1-2号）

(3) 暴力団等審査情報（様式第1-3号）

(4) その他知事が必要と認める書類

### (補助事業の内容等の変更申請等)

第7条 規則第6条第1項第1号又は第2号の規定に該当するときは、補助事業の内容・経費配分の変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

2 規則第6条第1項第3号の規定に該当するときは、補助事業の中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

3 規則第6条第1項第4号の規定に該当するときは、補助事業遅延等報告書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

### (変更承認の特例)

第8条 規則第6条第1項第1号に定める軽微な変更とは、別表1の各経費区分において、変更後の金額が変更前と比較して20%以内の変更とする。

2 規則第6条第1項第2号に定める軽微な変更とは、事業の目的及び内容等のうち事業の基本的部分に関わらない変更とする。

### (補助金の交付申請の取り下げ)

第9条 補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、規則第7条の規定による通知を受けた日から起算して10日以内に、交付申請取下承認申請書（様式第5号）により申請の取り下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げ承認があったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

### (状況報告)

第10条 規則第10条の規定による報告は、補助事業遂行状況報告書（様式第6号）を、当該補助金の交付の決定を受けた年度の12月15日までに知事に提出しなければならない。ただし、当該年度の11月30日までに補助事業を完了又は廃止したとき、または第3条第2号に定める事項にあつては、この限りでない。

### (実績報告)

第11条 規則第12条の規定による報告は、補助事業実績報告書（様式第7号）を、補助事業の完了した日の翌日から起算して30日以内に知事に提出しなければならない。

**（検査及び現地確認等）**

第12条 知事は、補助事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は帳簿書類等の物件を検査し、若しくは補助事業の実施状況を現地確認することができる。

**（補助金の交付）**

第13条 知事は、規則第13条の規定による補助金の額の確定後、当該補助金を交付するものとする。

ただし、補助事業の円滑な推進を図るため必要があると認めるときは、規則第5条の規定による補助金交付決定額の全部又は一部を概算払いにより交付することができる。

- 2 前項の規定による補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金の額の確定通知を受け取った日以後速やかに交付請求書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。
- 3 第1項ただし書きの規定により補助金の交付を受けようとする補助事業者は、交付の決定通知を受け取った日以後、速やかに概算払請求書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

**（補助金の経理）**

第14条 補助事業者は、補助金に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する大阪府の会計年度終了後10年間または次条第3項に規定する期間のいずれか長い方の間保存しなければならない。

**（財産の管理及び処分の制限）**

第15条 補助事業者は、補助事業により取得した財産について台帳を設け、その保管状況を明らかにしなければならない。

- 2 規則第19条ただし書きに規定する知事が定める期間を経過する以前に当該財産を処分しようとするときは、取得財産処分承認申請書（様式第10号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 規則第19条ただし書き並びに同条第4号及び第5号の規定により知事が定める財産の種類及び期間は、次のとおりとする。

財産の種類	期間
取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間

- 4 第2項の規定により知事の承認を受け、財産の処分を行うことにより収入があったときは、知事はその収入の全部又は一部を納付させることができる。

**（実施結果の事業化報告）**

第16条 補助事業者は、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、補助事業に係る過去一年間の事業化状況について、毎会計年度終了後15日以内に事業化状況報告書（様式第11号）を知事に提出することにより報告しなければならない。

**（知的財産権に関する届出）**

第17条 補助事業者は、補助事業に基づく発明又は考案等に関して、特許権、実用新案権又は意匠権等（以下「知的財産権」という。）を、補助事業年度及び補助事業年度の終了後5年以内に出願若しくは取得した場合、又はそれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく知的財産権取得等届出書（様式第12号）を知事に提出することにより届け出なければならない。

### (収益納付)

第18条 知事は、事業化状況報告書により、補助事業者において、当該補助事業の実施結果を基に事業化が図られたとき、又は知的財産権の譲渡、実施権の設定があったとき、その他当該補助事業の実施結果を他に供与したことにより収益が生じたと認められたときは、当該補助事業者に対して、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を府に納付させることができる。

### (成果の発表)

第19条 知事は、補助事業の成果について必要があると認めるときは、当該補助事業者に発表させることができる。

#### 附 則

この要綱は、平成25年5月10日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成26年3月27日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成30年3月28日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成30年4月27日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年2月21日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前までに新エネルギー産業（電池関連）創出事業補助金の交付決定を受けている場合については、この要綱の施行後においてもなお従前の例による。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年3月15日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前までに新エネルギー産業（電池関連）創出事業補助金の交付決定を受けている場合については、この要綱の施行後においてもなお従前の例による。



別表1（要綱第5条第1項関係）

補助事業区分	経費区分	細目	補助対象経費の内容	備考
府内企業による研究開発等	研究開発費	開発事業費	原材料費、消耗品費、機械装置又は工具・器具の購入・試作・改良・据付け・借用・保守又は修繕に要する経費、外注加工費	
		開発委託費	共同研究費、研究開発の一部を委託する経費	研究開発費の2分の1以内
		開発事務費	企業・共同研究機関・外部有識者等への謝金・旅費、資料購入費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、その他経費	
	試験分析費		データ収集、試験分析、評価等に係る経費	
	実証実験費		実証実験に係る費用	
第四次産業革命に関連する先端技術等の実証実験	実証実験費		実証実験に係る経費	

【補助対象外経費】

補助事業期間外に行った事業や支払われた経費のほか、次のいずれかに該当する経費については補助対象外とする。

- ・ 公租公課（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- ・ 振込手数料や汎用性のあるパソコンや量産用機械の購入等に係る経費
- ・ 直接人件費に相当する経費

(様式第1号)

年 月 日

大阪府知事 様

住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者名

年度 新エネルギー産業（電池関連）創出事業補助金  
交 付 申 請 書

標記補助金に係る事業を下記のとおり実施しますので、大阪府補助金交付規則第4条及び新エネルギー産業（電池関連）創出事業補助金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1. 補助事業の目的・内容等

別紙「新エネルギー産業（電池関連）創出事業補助金 事業計画書」のとおり

2. 補助金交付申請額

(1) 補助対象経費 金 円

(2) 補助金交付申請額 金 円

3. 補助事業完了予定期日 年 月 日

(様式第1-2号)

## 要件確認申立書

大阪府知事 様

私(当団体)は、大阪府補助金交付規則(以下「規則」という。)第4条第2項第3号の規定に基づき、新エネルギー産業(電池関連)創出事業補助金にかかる交付申請を行うにあたり、下記の内容について申立てます。

### 記

※各項目を確認し、はい・いいえのどちらかを○で囲んでください。

申 立 事 項		
1	代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等(以下「代表者等」という。)が、大阪府暴力団排除条例第2条第1号に規定する <b>暴力団</b> 、同条第2号に規定する <b>暴力団員</b> 、同条第3号に規定する <b>暴力団員等</b> 及び同条第4号に規定する <b>暴力団密接関係者</b> である。	はい・いいえ
2	代表者等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、 <b>暴力団</b> 又は <b>暴力団員</b> を利用するなどしている。	はい・いいえ
3	代表者等が、 <b>暴力団</b> 又は <b>暴力団員</b> に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に <b>暴力団</b> の維持、運営に協力し、若しくは関与している。	はい・いいえ
4	代表者等が、 <b>暴力団</b> 又は <b>暴力団員</b> であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。	はい・いいえ
5	代表者等が、 <b>暴力団</b> 又は <b>暴力団員</b> と社会的に非難されるべき関係を有している。	はい・いいえ
6	法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者である。	はい・いいえ
7	公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者である。	はい・いいえ
8	規則第2条第2号イ～ハマまでのいずれかの該当の有無等に関して調査が必要となった場合には、大阪府が求める必要な情報又は資料を遅滞なく提出するとともに、その調査に協力し、調査の結果、該当することが判明した場合には、規則第15条に基づき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申し立てを行いません。	はい・いいえ
9	暴力団等審査情報を、大阪府暴力団排除条例第24条に基づき、大阪府警察本部に提供することに同意する。	はい・いいえ

年 月 日

住所(所在地)

名称(団体名)

氏名(代表者)

※「1」～「7」で「はい」に「○」を付けた場合及び「8」～「9」で「いいえ」に「○」を付けた場合は、  
補助金の支給を受けることはできません。

(様式第1-3号)

## 暴力団等審査情報

大阪府補助金交付規則（以下「規則」という。）第4条第2項第3号の規定に基づき、バイオプラスチックビジネス等推進事業補助金の交付申請を行うにあたり、規則第2条第1項第2号イに該当しないことを審査するため、本書面を提出するとともに、大阪府暴力団排除条例第24条に基づき、府警察本部へ提供することに同意します。なお、役員の変更があった場合は、直ちに本様式をもって報告します。

	役員氏名		生年月日				性別	住所（所在地）
	カナ（半角）	漢字	元号	年	月	日		
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

※役員数に応じ、適宜、行を追加すること。

※役員の変更による報告の場合は、変更した者のみにつき記載すること。

※氏名のカナは姓と名の間は半角スペースとし、漢字は姓と名の間は全角スペースとすること。

※生年月日の元号は、西暦は和暦に直し、明治は「M」、大正は「T」、昭和は「S」、平成は「H」と記載すること。

※生年月日は半角数字を用い、一の位の1から9の数字については頭に「0」を付加（「01」～「09」）すること。

※性別は男性は「M」、女性は「F」と記載すること。

年 月 日

住所（所在地）

名称（団体名）

氏名（代表者）

(様式第1-4号)

## 該当事項届出書

大阪府知事 様

私(当団体)は、大阪府補助金交付規則第2条第2号イ～ハに規定する次の各号のうち、第○号に該当する者となったので、本書面を届け出ます。

- 1 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」をいう。)
- 2 暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団員」又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。)
- 3 暴力団密接関係者(大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう。)
- 4 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
- 5 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

年 月 日

住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者名

(様式第1-5号)

## 間接補助事業者該当事項届出書

大阪府知事 様

私（当団体）は、新エネルギー産業（電池関連）創出事業補助金にかかる助成事業の全部又は一部を間接補助事業者に行わせましたが、当該間接補助事業者が大阪府補助金交付規則第2条第2号イ～ハに規定する次の各号のうち、第〇号に該当する者となった（又は該当していたことが判明しました）ので、届出ます。

- 1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」をいう。）
- 2 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団員」をいう。）
- 3 暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう。）
- 4 法人にあつては罰金の刑、個人にあつては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
- 5 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

年 月 日

住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者名

(様式第2号)

年 月 日

大阪府知事様

住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者名

年度 新エネルギー産業（電池関連）創出事業補助金に係る  
補助事業の内容・経費配分の変更承認申請書

年 月 日付け大阪府指令 第 号により交付決定の通知があった上記補助事業の計画（事業内容、経費配分）を下記のとおり変更したいので、大阪府補助金交付規則第6条第1項第1号・第2号及び新エネルギー産業（電池関連）創出事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

(1) 事業内容

(2) 経費配分

経費区分	補助対象経費		補助金交付決定額		備考
	変更前	変更後	変更前	変更後	

※別紙積算明細のとおり

- (注) 1. 経費配分の変更を伴う場合のみ上記の表に記載すること。  
2. 変更の理由及び内容は、できるだけ詳細に記入すること。

(様式第2号別紙)

## 補助対象経費の積算明細

変更前・変更後のそれぞれの事業費、積算明細を記載。(変更部分のみ)

(単位 円)

経費区分	細目	変更前事業費	変更前積算明細	変更後事業費	変更後積算明細
	計				
	計				



(様式第3号)

年 月 日

大阪府知事様

住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者名

年度 新エネルギー産業（電池関連）創出事業補助金に係る  
補助事業の中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け大阪府指令 第 号により交付決定の通知があった上記補助事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、大阪府補助金交付規則第6条第1項第3号及び新エネルギー産業（電池関連）創出事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止の期間

(様式第4号)

年 月 日

大阪府知事様

住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者名

年度 新エネルギー産業（電池関連）創出事業補助金に係る

## 補助事業遅延等報告書

年 月 日付け大阪府指令 第 号により交付決定の通知があった上記補助事業の遅延等について、大阪府補助金交付規則第6条第1項第4号及び新エネルギー産業（電池関連）創出事業補助金交付要綱第7条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 補助事業に要した経費
- 3 遅延等の内容及び原因
- 4 遅延等に対してとった措置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

(注) 遅延等の理由を立証する書類を添付すること。

(様式第5号)

年 月 日

大 阪 府 知 事 様

住所又は所在地  
氏名又は名称  
代 表 者 名

年度 新エネルギー産業（電池関連）創出事業補助金に係る

## 交付申請取下申請書

年 月 日付け大阪府指令 第 号により交付決定の通知があった上記補助事業  
を下記のとおり取り下げたいので、新エネルギー産業（電池関連）創出事業補助金交付要綱第9条第1  
項の規定により申請します。

記

1 理 由

大阪府知事様

住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者名

年度 新エネルギー産業（電池関連）創出事業補助金に係る  
補助事業遂行状況報告書

年 月 日付け大阪府指令 第 号により交付決定の通知があった上記補助事業の遂行状況について、大阪府補助金交付規則第10条及び新エネルギー産業（電池関連）創出事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 進捗状況

2 補助事業に対する執行状況

経費区分	細目	内容	種別	支出済金額	備考

- (注) 1. 時点は11月30日現在とする。進捗状況欄には、申請書と対応させて研究開発等の経過等を記載すること。  
2. 申請書の計画と比較して遅速のある場合はその理由を記載すること。  
3. 補助事業に対する執行状況は、内容種別ごとに支出済金額を記載すること。

大 阪 府 知 事 様

住所又は所在地  
氏名又は名称  
代 表 者 名

年度 新エネルギー産業（電池関連）創出事業補助金に係る

## 補 助 事 業 実 績 報 告 書

年 月 日付け大阪府指令 第 号により交付決定の通知があった上記補助事業  
を 年 月 日付けで完了（廃止）しましたので、大阪府補助金交付規則第12条及び  
新エネルギー産業（電池関連）創出事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり  
報告します。

### 記

- 1 補助事業実施状況報告書 別紙1のとおり
- 2 補助事業決算書 別紙2のとおり
- 3 補助金交付決定額とその精算額

補助金交付決定額 円

補助金精算額 円

(様式第7号別紙1)

[補助事業実施状況報告書]

補助事業名	
申請者の名称、所在地、代表者等	(名称) (所在地) (代表者) (電話)
参画企業、共同研究機関名、研究者名等	(機関名) (所在地) (電話) (氏名) (役職名) 主たる研究者について記載し、その他の研究者については名簿を添付してください。 「共同研究」には委託研究も含まれます。
実施期間	(開始) 年 月 日 (終了) 年 月 日
技術開発等の実績及び成果	計画との対比を明らかにしてください。 本事業により生じた試作品(プロトタイプ)、確立した技術についても記載してください。
事業化の見通し 今後のロードマップ	
期待される波及効果	
知的財産権の状況	
その他	成果発表会等での発表、新聞掲載、テレビ等による放送、論文、受賞等、特記事項があれば記載してください。

(様式第7号別紙2)

[補助事業決算書]

1 決算総表

(単位:円)

経費区分	細目	補助事業に要した経費	補助金交付決定額	補助金の額	備考
		計			
		計			
合	計				

補助金以外の経費負担 (補助事業経費のうち補助金によってまかなわれた部分以外の事項)

負担者	
負担額	
負担方法	

2 支出明細書

(単位:円)

経費区分	細目	事業費	積算	明細	補助金の額
		計			
		計			

※支出明細には消費税及び地方消費税を含まない

(注) 積算明細欄には、種別、数量、単価、金額を記載すること。

(様式第8号)

年 月 日

大阪府知事様

住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者名

年度 新エネルギー産業（電池関連）創出事業補助金に係る

## 交付請求書

年 月 日付け大阪府指令 第 号により交付決定の通知があった上記補助金について、新エネルギー産業（電池関連）創出事業補助金交付要綱第13条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

(内 訳)

交付決定通知額	金 円
受領済額	金 円
今回請求額	金 円
残 額	金 円



(様式第9号)

年 月 日

大阪府知事様

住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者名

年度 新エネルギー産業（電池関連）創出事業補助金に係る

## 概算払請求書

年 月 日付け大阪府指令 第 号により交付決定の通知があった上記補助金について、新エネルギー産業（電池関連）創出事業補助金交付要綱第13条第3項の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 概算払金額 金 円
- 2 概算払を請求する理由

(内 訳)

交付決定通知額	金	円
受領済額	金	円
今回請求額	金	円
残額	金	円

大阪府知事様

住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者名

年度 新エネルギー産業（電池関連）創出事業補助金に係る  
取得財産処分承認申請書

年度新エネルギー産業（電池関連）創出事業補助金により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、大阪府補助金交付規則第19条及び新エネルギー産業（電池関連）創出事業補助金交付要綱第15条第2項の規定により申請します。

記

- 1 取得財産の品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由

大阪府知事様

住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者名

年度 新エネルギー産業（電池関連）創出事業補助金に係る  
事業化状況報告書

年 月 日付け大阪府指令 第 号により交付決定の通知があった上記補助事業  
に関し、 年度の事業化状況について、新エネルギー産業（電池関連）創出事業補助金交付要綱  
第16条の規定により、下記のとおり報告します。

記

年度事業化状況報告書（補助年度 年度）

〔実施計画名： 〕

- 1 補助事業の実施結果を基にした事業化 有 無
- 2 知的財産権の申請及び譲渡又は実施権の設定（※） 有 無
- 3 その他補助事業の実施結果を他に供与 有 無
- 4 事業化状況、進捗状況等について
- 5 補助事業に係る納付額等（別紙記載事項参照）

補助金確定額	補助事業に係る 本年度収益額	控 除 額	本年度までの 補助事業に 係る支出額	基準納付額	前年度までの補助 事業に係る大阪府 への累積納付額	本年度納付額

※「知的財産権取得等届出書」（様式第12号）が未提出の場合はあわせて提出すること

(様式第 1 1 号別紙)

「5 補助事業にかかる納付額等」について

1. 「補助事業に係る本年度収益額」とは、補助事業の実施結果を基にした事業化が図られたとき、知的財産権の譲渡又は実施権の設定があったとき、その他当該補助事業の実施結果を他に供与したことによる総収入額から総収入を得るために要した費用を差し引いた額をいう。  
(例. 製品の「売上高」から「売上原価」「販売費及び一般管理費」を差し引いた額)
2. 「控除額」とは、補助事業年度(補助金の対象となった年度)に当該技術開発に要した経費のうち、補助事業者が自己の負担によって支出した額の  $1/5$  をいう。〔補助事業実績報告書に記載の事業実績額(助成事業に要した経費)から助成金の額を差し引いた額の  $1/5$  の額〕(1円未満の端数は切り捨て)
3. 「本年度までの補助事業に係る支出額」とは、本年度までに補助事業に係る費用として支出された開発経費をいう。〔補助事業年度の補助金を含めた技術開発等に要した費用及びその後の追加開発に要した費用の合計〕
4. 「基準納付額」とは、補助事業に係る本年度収益額から「控除額」を差し引いた額に、「補助金確定額」を乗じ、「本年度までの補助事業に係る支出額」で除した額をいう。(1円未満の端数は切り捨て)
5. 「前年度までの補助事業に係る大阪府への累積納付額」とは、前年度までの収益に伴う納付金及び財産処分に伴う納付金の合計額をいう。
6. 「本年度納付額」とは、基準納付額と累積納付額の合計が補助金確定額を超えない場合には、基準納付額が本年度納付額となる。また、基準納付額と累積納付額の合計額が補助金確定額を超える場合には、補助金確定額から累積納付額を差し引いた残額が本年度納付額となる。

$$\text{○基準納付額} = (A - B) \times C / D$$

A : 補助事業の成果による本年度収益額 (純利益)

B : 控除額 (補助事業者が補助事業年度に自己負担した額の  $1/5$ )

C : 補助金確定額

D : 本年度までの補助事業に係る支出額 (補助事業に要した経費 + 追加開発に要した経費)

※追加開発に要した経費 : 人件費、原材料費、機械購入費等、外注加工費 など

例えば、補助事業の成果収益 (A) 300万円、補助事業実績額 200万円、補助金確定額 (C) 100万円、補助事業とは別に技術開発等に要した経費 2,000万円の場合  
基準納付額 =  $\{3,000,000 - [(2,000,000 - 1,000,000) \div 5]\} \times 1,000,000 \div (2,000,000 + 20,000,000) \doteq 127,272$  円

(様式第12号)

年 月 日

大阪府知事様

住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者名

年度 新エネルギー産業（電池関連）創出事業補助金に係る  
知的財産権取得等届出書

年 月 日付け大阪府指令 第 号をもって交付決定の通知があった上記補助事業に関し、下記のとおり知的財産権の出願又は取得（譲渡、実施権の設定）をしたので、新エネルギー産業（電池関連）創出事業補助金交付要綱第17条の規定により届け出ます。

記

1 名称

2 種類（知的財産権の種類及び番号）

3 出願又は取得（譲渡、実施権の設定）の別

4 内容

5 相手先及び条件（譲渡、実施権設定の場合のみ）